



中橋 友子 議員  
(副議長)

**問** 「デジタル改革関連法」が成立し、自治体は2026年3月までに実施することが求められている。デジタル技術の活用により、事務処理の時間短縮など合理化が進む一方、個人情報漏洩や、職員の削減、高齢者等利用が難しいなどの問題が懸念される。

5年間という短期間にどのような取り組みでいくのか、自治体の独自性を保ち、町民の福祉の増進が図られる内容になるよう次の点を伺う。

- (1) デジタル化に対する評価は。
- (2) 事業推進の計画と体制は。外部からの人材登用が推進されているが、情報保護のために職員を充足し対応を。
- (3) 町民と職員の意見が反映される体制を。
- (4) 国の基準に合わせた、個人情報保護条例の改正が必要となるが、これまでも増して個人情報、行政情報の保護が担保される対応を。
- (5) 住民基本台帳や子ども・子育て支援、介護、国保など20事務が国

**問** 自治体デジタル化推進事業の取り組みと課題

**答** 効果的な推進体制を構築し、着実に推進していくことが求められている

に合わせて標準化される。町独自のサービスが崩されかねず、改善を国に求めるべきである。

**町長**

(1) 自治体が担う行政サービスについて、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが期待される。

また、データ様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、行政の効率化、高度化を図るとともに、民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることに寄与するものと考えているが、その一方で、個人情報の保護やセキュリティの確保、情報格差問題のほか、デジタル化に伴う情報や事務処理の的確に対応するための人材や体制の確保については、国をはじめ、北海道や他市町村の動向等を注視するとともに、十分留意して取り組んでいかなければならないととらえている。

(2) (3) 行政サービスについては職員が中心となり進め、システムについては、専門的な知識を持った人材の確保が必要となり、その人材確保方法について、外部委託等を含め検討したい。

自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進に当たっては、住民ニーズの把握を十分に行い進めていくとともに、職員にあつてはデジタル化によって生まれた時間を、職員でなければできない業務に重点化するという方向に意識を変革することで、将来にわたって町民が幸せを実感できるように効果的かつ持続可能な行政サービスにつながっていくよう対応していきたい。

(4) 令和3年5月公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体および地方独立行政法人ごとに分かれていた個人情報保護制度が個人情報情報の保護に関する法律に統合され、全

体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなった。

地方公共団体においては、条例から法律へと制度の根拠が変わることとなり、町としては、一つになった個人情報保護制度と従来の条例に基づく制度運用とを検証し、令和5年の完全施行に向けて円滑に移行するよう取り組む。

(5) 国は令和7年度までにシステムを適合させることを義務付けており、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとしている。

町としては、事業推進に当たっては町民の意見を十分に踏まえたきめ細やかな対応を行うことなどについて、全国町村会を通じて国に今後も引き続き要望していく。

**再質問**

こどもの医療費の中学校卒業までの無料化など幕別町独自の政策が、国の「標準化」により見直しの危険がある。独自政策はしっかりと守ること。また窓口のAI化は行うべきではないが。

**答**

標準システムにつながるうえで、幕別町独自のシステムが使えなくならないように注意を払う。また、窓口のAI化による無人化については、現時点では考えていない。